

募集案内

栄区こども家庭支援課 会計年度任用職員(月額職)

こども家庭支援員(教育担当)を募集します

業務内容	(1) こども家庭にかかる業務(実情把握、情報提供、相談対応、調整等) (2) 要支援・要保護児童、特定妊婦等への支援業務 (3) 上記(1)及び(2)の業務を行うにあたって、学校での在職経験を活かした学校との連携・調整業務 (4) 児童相談所等の関係機関との連携・協働 (5) その他所属長が必要と認める業務 (6) その他職員に準ずる業務 (7) 大規模災害発生時における災害対応業務(基本的に補助的な業務で、勤務時間内ののみ)
身 分	地方公務員法第 22 条の2に定める会計年度任用職員
応募要件	(1) 教育職員免許法に規定する普通免許状を有し、小学校及び中学校等において、通算 10 年以上在職した経験があり、かつ、当該在職期間中に校長、副校長、教頭、学校教育法施行規則に規定する生徒指導主事又は小学校においてそれに相当する職(校内での児童支援、生徒指導の中心的な役割や地域、関係機関との連携の窓口となる職等)を務めた経験があること (2) パソコン(ワード、エクセルなどの入力、端末操作など)の操作ができること (3) 相談援助業務(電話・面接・家庭訪問)ができること (4) 地方公務員法第 16 条に定める採用に関する欠格事由に該当しないこと(欠格事由については、会計年度任用職員申込書で確認してください。)
募集人数	1名
任用期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日 ※上記の任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、公募によらず再度任用される可能性があります。(最大4回)
勤務時間 勤務日	(1) 勤務時間 8時45分から17時15分まで(休憩時間:勤務の間に所属長が指定する1時間) (2) 勤務日 月曜日～金曜日(祝祭日、閉庁日を除く)のうち週4日
勤務を要しない日	日曜日、土曜日及び月曜日から金曜日までの間であらかじめ所属長が指定する1日

休 暇	一定の要件を満たす場合に年次休暇等を付与 ※横浜市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則のとおり
報 酬 等	(1) 月額 261,700 円(制度改正等により金額は変更する可能性があります。) (2) 通勤費用(実費相当額)支給 (3) 横浜市基準に従い期末・勤勉手当を支給します。その他の条件等は、横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の関連規定に基づきます。
社会保険	雇用保険・横浜市職員共済組合(健康保険)・厚生年金保険に加入
勤務場所	横浜市栄区こども家庭支援課(横浜市栄区桂町 303-19)
申込期限	令和8年2月 20 日(金)必着
申 込 時 必要書類	会計年度任用職員申込書【所定の様式】 横浜市履歴書【所定の様式】 教育職員免許法に規定する普通免許を有することが確認できる書類の写し ※【所定の様式】は、ホームページからデータをダウンロードしてください。 横浜市栄区こども家庭支援課(本庁舎2階26番窓口)で入手することも可能です。 ※収集した個人情報は、採用選考においてのみ使用します。 ※申込書類は返却しません。
提出方法	申込時必要書類を原則郵送でご提出ください。 ※簡易書留をご利用ください。 ※直接持参の場合は、月曜日から金曜日までの 9:00 から 17:00 まで(祝日を除く)の間に、横浜市栄区こども家庭支援課(本庁舎2階26番窓口)にご提出ください。
提出先	〒247-0005 横浜市栄区桂町303-19 横浜市栄区こども家庭支援課 会計年度任用職員採用担当
選考方法	面接を実施します。令和8年3月3日(火)実施予定です。日時等詳細は、応募者全員に文書で通知します。 選考の結果は、合否に関わらず、受験者全員に文書で通知します。
その他	※合格者には、雇入時に健康診断を受診していただきます。 ※本件は、令和8年度横浜市予算が横浜市会において議決されることを停止条件とします。議決されないときは、採用は成立しません。
問合せ先	横浜市栄区こども家庭支援課 会計年度任用職員採用担当 電話:045-894-8410